

京都市告示第673号

京都市円山駐車場の駐車料金について、京都市駐車場条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり変更します。

令和6年3月18日

京都市長 松井 孝治

駐車料金

| 期間 | 変更駐車料金 | 現行駐車料金 |
|----------------------------|---------|--|
| 令和6年3月18日から 令和6年4月12日まで | 30分300円 | 30分300円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに300円を加えた額が1,500円を超えるときは1,500円 |

*備考

- 1 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 平日（土曜日を除く。）の駐車時間が12時間を超えるときの京都市円山駐車場に係る駐車料金は、超える時間30分までごとに300円を1,500円に加えた額（当該額が3,000円を超えるときは、駐車時間が24時間を超えるまでの間、3,000円）とし、その後も同様とする。
- 3 平日（土曜日を除く。）から土曜日又は平日でない日（以下「土曜日等」という。）まで引き続き京都市円山駐車場に駐車させる場合にあつては、駐車時間が1時間を単位として土曜日等の午前0時以後最初に12の倍数を経過するまでの間は、平日（土曜日を除く。）の駐車料金に係る規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)